ＪＤ3599	142050	龍田丸	26. 1.28
ＪＤ3602	142052	第五十七石田丸	26. 1.17
ＪＤ3605	142056	なごづき	26. 1.24
ＪＤ3606	142057	くそなみ	26. 1.24
ＪＤ3622	142077	幹洋丸	26. 1.28
ＪＤ3633	142095	みかさ	26. 1.24
ＪＤ3641	142107	和平丸	26. 1.24
ＪＤ3642	142108	きょうりゅう	26. 1.17
ＪＤ3644	142112	あつみ丸	26. 1.30

○国土交通省告示第百九十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年三月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船舶の名称	取消年月日
			平成
７ＪＧＭ	141163	第二ふじ丸	26. 1.15
７ＬＨＳ	127629	第八十一海王丸	26. 1. 6
ＪＤＰＹ	131130	黒潮丸	26. 1.27
ＪＧＰＵ	134998	北陸丸	26. 1.15
ＪＨＡＬ	130516	第二十一稲荷丸	25.11.19
ＪＭＫＣ	111304	第五十二大慶丸	26. 1.23
ＪＰＢＹ	133398	ヒルヒヌジーフローラ	26. 1.24
ＪＰＣＥ	132844	第二十幸洋丸	26. 1.14
ＪＰＨＹ	133109	第二十五宗像丸	26. 1.20
ＪＰＹＹ	121927	第三勘栄丸	26. 1.27
ＪＤ2504	124446	第七十一永伸丸	26. 1. 8
ＪＤ2640	127164	立昇丸	26. 1.23
ＪＧ2789	107244	しょうりゆう	26. 1. 9
ＪＧ4654	129850	ユアータウン	26. 1.29
ＪＧ5010	132789	第八三栄丸	26. 1.16
ＪＧ5083	133114	遠住丸	26. 1.23
ＪＧ5573	136722	第三健和丸	26. 1. 7
ＪＩ3142	125139	第二十菱芳丸	26. 1.10
ＪＩ3246	127271	第十六圓生丸	26. 1.16
ＪＩ3324	128678	万代丸	26. 1.24
ＪＩ3390	131662	第十宝栄丸	26. 1.22
ＪＪ3204	121119	北盛丸	26. 1.22
ＪＪ3600	130815	第二十五菱芳丸	26. 1.10
ＪＫ5275	133667	久美丸	26. 1.23
ＪＫ5311	134092	しょうりゅう	26. 1.15
ＪＬ5559	129065	せき丸	26. 1.21
ＪＬ6315	133967	四万十丸	26. 1.15
ＪＬ6443	135147	第二ひかり丸	26. 1. 9
ＪＭ5105	124855	第五天洋丸	26. 1.31
ＪＭ5417	127773	栄丸	26. 1.15
ＪＭ6302	134533	第三南海丸	26. 1.22
ＪＭ6544	135394	第参拾壱旭洋丸	26. 1.15

○国土交通省告示第百九十三号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付	船舶番号	船舶の名称
	平成		
Ａ05131016	17. 5. 6	131550	翻車魚
Ａ1019166	22. 2.26	136812	ファミリームサファイア
Ａ1019168	22. 2.26	132598	ファミリームドメラファ
Ａ1211167	24. 5.22	130516	第二十一稲荷丸

○国土交通省告示第百九十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付	船舶番号	船舶の名称
	平成		
9004	8. 8.20	132699	第八昭栄丸
3524	9. 2.18	133676	神海丸
Ａ0519176	17. 5.24	124885	第五天洋丸
Ａ11161218	23. 7. 6	130790	第二十三菱芳丸
Ａ1219113	24. 3. 9	132351	第八大洋丸

○国土交通省告示第百九十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第二項の規定に基づき、平成二十六年二月二十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5199号	船外機（小型船舶用）	３ＫＹ	トーハツマリーン株式会社	長野県駒ヶ根市下平4495番地９
第5200号	〃	３ＫＺ	〃	〃

○国土交通省告示第百九十六号

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月十九日付けをもって失効したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―231号	オイルフェンス	ＳＢＩ型	大同工業株式会社	大阪府泉北郡忠岡町忠岡北１丁目５番24号
第Ｐ―232号	〃	ＳＢⅡ型	〃	〃
第Ｐ―350号	〃	ＬＢⅡ型	〃	〃

○国土交通省告示第百九十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、DNV GL ASから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年三月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

DNV GL ASから登録事項の変更の届出があった件

一　登録を受けた者の変更

(一)　名称の変更

変更前	Det Norske Veritas AS
変更後	DNV GL AS

(二)　住所の変更

変更前	Veritasveien 1, 1322 Høvik, Norway
変更後	Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 0219 BÆRUM, KINGDOM OF NORWAY

(三)　変更年月日　平成二十六年三月一日

○国土交通省告示第百九十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、DNV GL ASから登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の三十において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年三月十日

国土交通大臣　太田　昭宏